



赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン
地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）養成及び実践活動支援
つながりワーカー養成及び実践活動支援実施要領（第3回）

静岡県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、社会的孤立や経済的困窮などの課題が深刻化しており、誰にも相談することができないまま地域の中で孤立することで、課題の更なる悪化につながってしまう可能性がある。

こうしたなかで、コロナ禍における地域での孤立を防ぎ、支え合うためには、住み慣れた地域でそうした課題がある人に気づき、つながり、見守る人たちの存在が必要とされている。

本助成は、コロナ禍における地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を地域に増やしていくことを目的として、静岡県内で市町域で活動する社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会が実施する、つながりワーカーを養成する講座・研修の開催と、その実践活動（地域でのサロン・見守り活動・相談支援等の活動）の支援に対して助成を行う。

2 実施主体

- ・社会福祉法人中央共同募金会
- ・社会福祉法人静岡県共同募金会（静岡県内の取扱）

3 助成対象団体

- 市町社会福祉協議会
- 市町民生委員児童委員協議会

4 助成対象活動

次の①②を両方実施する活動（事業）で、かつ総事業費が10万円以上の活動（事業）。

- ① 地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を養成する講座・研修の開催（中央共同募金会が提供する動画及びワークブックにより行うこと。）
- ② 研修・講座の実践としてのサロン・見守り・相談支援等の活動の支援

【講座・研修に使用する教材について】

- ・助成により実施する「地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）を養成する講座・研修」の開催にあたっては、中央共同募金会が提供する研修動画・ワークブック（テキスト）を使用すること。
- ・本会は、助成を決定したときは、助成先団体へ動画・ワークブックを専用ホームページから視聴・ダウンロードするためのURLとパスワードを通知する。

助成対象経費

- ・講座開催に要する経費（会場費、通信運搬費、消耗品費等）
- ・講座開催時の感染症対策のための経費（アクリル板、消毒用品等）
- ・オンラインでの講座開催のための備品購入（PC、通信のための機器等）
- ・実践活動としてのサロン・見守り・相談等の支援活動に要する経費

助成対象外経費となるもの

- ・人件費や謝金（交通費等の実費弁償は助成対象とする）
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とする）
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費

- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費

5 活動の対象期間

助成決定後～令和 6 年 12 月

6 助成金額

(助成上限額) 1 件あたり 50 万円 (助成希望額は 10 万円以上で千円未満切捨て)

(助成枠) 200 万円 (財源は中央共同募金会助成金。不足する場合は緊急等助成資金。)

7 助成の決定

(1) 静岡県共同募金会において内容を確認し決定する。

(2) 決定にあたっては、同一地域に助成が集中しないよう地域バランスを考慮することがある。

8 申請方法・結果通知

(1) 申請期間

令和 5 年 10 月 2 日 (月) ～令和 6 年 5 月 31 日 (金)

(2) 申請方法

下記提出書類をメール添付により申請すること。

メール先: kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp

- ・「助成申請書」(word 形式)

- ・令和 4 年度事業報告書(PDF 形式)

- ・令和 4 年度決算資料(PDF 形式)(共同募金サービス区分が分かる資料を含む)

(3) 助成決定時期・助成金の送金

① 決定 申請受理日から 1 か月以内

② 支払 交付請求書の提出による前払い

③ 精算

事業終了後 1 か月以内に「使途実施報告書兼精算書」(領収書写し等含む) 及び「ありがとうメッセージ」を提出すること。助成金に残金が生じた場合は返還すること。
(詳細は決定時の通知による。)

9 助成条件

多くの方から寄せられた募金を原資としているので、今回の事業名に「赤い羽根助成事業」と冠して配布資料及び事業報告書に記載すること。併せて、団体の広報物やホームページ、SNS 等で広く発信すること。

附則 この実施要領は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

附則 この実施要領は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

附則 この実施要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。